

鹿児島市有地貸付

随時貸付実施要領 (随時貸付説明書)

令和6年12月改訂

鹿児島市

市有地随時貸付手続きの流れ

1 説明書交付

- 場 所 貸付物件一覧表に記載してある物件の所管課

2 物件の確認

- 申込前に、必ず現地確認をしてください。

3 貸付申込書受付

- 場 所 貸付物件一覧表に記載してある物件の所管課

- ※ 提出書類：公有財産貸付申込書（様式第10）
法人：登記簿謄本又は登記事項証明
個人：住民票の写し
市税納入状況確認承諾書（様式第8）

4 契約書等の提出

- 場 所 貸付物件一覧表に記載してある物件の所管課

5 貸付料の納入

- 期 限 納入通知書により指定した期日（毎月月末、前納も可）
- 金 額 契約額

目 次

○ 随時貸付実施要領(随時貸付説明書)

1	貸付物件	P 1
2	使用目的	P 1
3	申込みに必要な資格	P 1
4	貸付申込	P 2
5	物件の確認	P 3
6	契約の締結	P 3
7	貸付料の支払方法	P 3
8	用途の指定・制限等	P 3
9	その他	P 4
10	お問い合わせ先	P 4
(参考)	地方自治法施行令	P 5
(様式)	公有財産貸付申込書(様式第10)	P 6
	市税納入状況確認承諾書(様式第8)	P 7
	賃貸借契約書(案)	P 8

随時貸付実施要領（随時貸付説明書）

1 貸付物件

貸付物件は、「物件調書」のとおりです。

なお、申込時点に既に貸付けされている場合や、都合により貸付けを中止する場合がありますので、事前にご確認ください。

2 貸付物件の使用目的

貸付物件の使用目的は、一時使用とします。ただし、一時使用を目的とするものであっても、次に掲げるものについては貸付けができません。

- (1) 住居、事務所などの建物の建設を目的とするもの。ただし、マンション等販売のためのモデルルーム、工事等現場事務所などの仮設のものは除く。
- (2) 悪臭、騒音及び土壌汚染など、著しく環境を損なうと予想されるもの
- (3) 政治的用途又は宗教的用途に用いるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条第1項に該当する風俗営業の用途及び同条第5項に該当する性風俗関連特殊営業の用途に用いるもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に該当する暴力団（以下「暴力団」という。）及びその構成員がその活動のために利用するもの
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第1項各号に該当する団体、その役職員及び構成員がその活動のために利用するもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) その他貸付けに適さないものと判断されるもの

3 申込みに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市税を滞納していない者であること。
- (3) 次のアからキのいずれにも該当しないもの。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団対策法第2条第6号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

- を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 貸付物件を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用しようとする者
- キ 貸付物件を、風俗営業法第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しようとする者

4 貸付申込

(1) 貸付期間

- ア 当該年度内で本市の定める期間のうちの借受希望期間とします。
- イ 貸付期間の更新は、本市が認める場合は1年を限度として更新することができます。

(2) 申込方法

貸付申込をされる方は、「公有財産貸付申込書」(様式第10)に必要な事項を記入のうえ、添付書類を添えて貸付物件一覧表に記載してある物件の所管課へお申し込みください。

(3) 受付場所

- ①物件番号17、24、28
鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市企画財政局財政部管財課(本館3階)
- ②物件番号31
鹿児島市山下町11番1号
建設局建設管理部管理課(東別館6階)

(4) 添付書類

- ア 法人：登記簿謄本又は登記事項証明書
個人：住民票の写し
※ 発行日から3ヶ月以内のもの(コピー不可)
- イ 市税納入状況確認承諾書(様式第8)

(5) その他

- ア 申込みは先着順に受け付けますが、同時に複数の申込みがあった場合は、次のとおりとします。
- (ア) 貸付期間(年度内)が長い借受希望者に決定します。

- (イ) 貸付期間が同一の場合は、抽選により借受者を決定します。
- イ 郵送での受付はいたしません。
- ウ 必ず申込者ご本人か、申込内容について説明できる方が直接持参してください。

5 物件の確認

物件については、現状での貸付けになりますので必ず事前に現地を確認してください。

6 契約の締結

- (1) 申込者は、契約書（記名押印したもの）及び契約に必要な書類（印鑑証明書及び収入印紙）を提出してください。
- (2) その他
「賃貸借契約書（案）」は、8頁から11頁に記載しています。

7 貸付料の支払方法

支払方法は、次のとおりです。

- (1) 貸付料は、市が発行する納付書により納入していただきます。
 - (2) 貸付料は毎月の末日までにその月分を納入していただきます。また、数月分を前納することもできます。
- ※ 貸付料を定められた期日までに支払わなかった場合は、当該納入期限の翌日から支払のあった日までの期間につき、年14.6%（納入期限の翌日から起算して1月を経過するまでの期間については年7.3%）の割合で計算した延滞金を支払わなければなりません。

ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合）が年7.3%に満たない場合は、その年においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合は、年7.3%の割合）とします。

8 用途の指定・制限等

借受希望者と土地賃貸借契約を締結する場合、次の条件が付されます。

- (1) 用途指定
指定日から貸付期間満了の日まで、公有財産貸付申込書の借受目的以外の用途に使用してはならない。
- (2) 使用上の制限
借受者は、安全管理の徹底に努め、貸付物件の使用に当たって発生した事故又は第

三者への損害等についてすべての責任を負うものとする。

(3) 転貸の禁止等

- ・貸付物件を転貸し、又は使用权を譲渡してはならない。
- ・貸付物件を指定用途以外に使用してはならない。

(4) やむを得ない理由により指定用途等の変更又は解除を必要とするときは、鹿児島市の承認を受けなければならない。

※ 上記に違反した場合は、鹿児島市は借受者に催告しないでこの契約を解除できる。

9 その他

本実施要領に定めのない事項は、鹿児島市会計規則その他関係法令等の定めるところによって処理します。

10 お問い合わせ先

(1) 物件番号17、24、28

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市企画財政局財政部管財課（本館3階）

電話 099-216-1158

(2) 物件番号31

鹿児島市山下町11番1号

建設局建設管理部管理課（東別館6階）

電話 099-216-1348

(参 考)

地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

2～7 省略

8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

9 落札者が契約を締結しないとき。

(様式第8)

市税納入状況確認承諾書

鹿児島市が行う市有地貸付の申込要件確認のため、私の市税等の納入状況について、所管課において確認することを承諾します。

年 月 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央 殿

(署名又は記名押印)

住所

氏名

※この承諾書は、滞納がないことの証明の添付を省略するために提出いただくもので、納入状況の確認結果は、鹿児島市が行う市有地貸付の申込要件確認以外の目的には使用しません。

土地賃貸借契約書

貸付者 鹿児島市（以下「甲」という。）と借受者 ○○○○○○○○（以下「乙」という。）の間において、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「貸付物件」という。）を乙に貸付け、乙はこれを借り受ける。

土地の表示 鹿児島市○○町○○番○

地 目 宅地

地 積 ○, ○○○. ○○㎡

（用途指定）

第3条 乙は、前条の土地を○○○○○（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

（指定用途に供すべき期間）

第4条 乙は、貸付物件を次条に規定する貸付期間中、引き続き指定用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第5条 貸付物件の貸付期間は令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとする。

（貸付料及び支払い）

第6条 貸付物件の貸付料は、月額○○○, ○○○円とし、1月に満たない月があるときは、その月の貸付料は、日割り計算等により算出した額とする。

2 乙は、前項に規定する貸付料を甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において、その納入期限までに支払わなければならない。

（延滞金）

第7条 乙は、その責めに帰すべき事由により、貸付料を前条に規定する納入期限までに支払わなかったときは、貸付料について、当該納入期限の翌日から支払のあった日までの期間につき、年14.6%（納入期限の翌日から起算して1月を経過するまでの期間については年7.3%）の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合）が年7.3%に満たない場合は、その年においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合は、年7.3%の割合）とする。

（貸付料の改定）

第8条 甲は、貸付料の額が土地価格の変動により、又は近隣土地の地代若しくは賃料に比較して不相当となったときは、将来に向かって貸付料を改定することができる。

（使用上の義務等）

第9条 乙は、貸付物件の使用にあたっては、騒音、交通の阻害又は火災等が生じないよう安全管理の徹底に努め、善良なる管理者の注意をもって貸付物件を維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の使用にあたって発生した事故又は第三者への損害等について全ての責任を負うものとする。

(転貸の禁止等)

第10条 乙は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 貸付物件を転貸し、又は使用权を譲渡すること。

(2) 貸付物件を指定用途以外に使用すること。

(3) 貸付物件を利用して営利事業を行うこと。

(指定用途の変更、解除等)

第11条 乙は、やむを得ない理由により指定用途等の変更又は解除を必要とするときは、詳細な事由を記載した書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に定める甲の承認は、書面によって行うものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 乙は、貸付物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(住所等の変更の届け出)

第13条 乙は、その住所又は名称に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(調査報告等の義務)

第14条 乙は、貸付物件の使用に関し、甲から報告、資料の提出又は調査を求められたときは、甲の指示に従って速やかに報告し、資料を提出し、又は調査を受けるとともに必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告しないでこの契約を解除することができる。

(1) 第3条、第4条、第6条、第9条、第10条、第11条及び第14条の規定に違反したとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直

接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 前号に定めるもののほか、乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 甲は、貸借物件を公用又は公共の用に供するときは、貸付期間中といえどもこの契約を解除することができる。

(原状回復)

第16条 乙は、前条第1項の規定により契約を解除された場合又は貸付期間が満了した場合においては、自己の負担で直ちに貸付物件を原状に回復して、甲に返還しなければならない。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第18条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、関係法令及び甲の条例、規則による外、甲、乙協議の上定めるものとし、協議が整わないときは、甲の解釈によるものとする。

(連帯保証人)

第19条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を極度額〇〇〇、〇〇〇円の範囲内で連帯して保証する。

(連帯保証人に対する履行の請求の効力)

第20条 甲が連帯保証人に対する履行の請求をしたときは、主たる債務者に対しても、その効力を生ずるものとする。

(債権譲渡禁止)

第21条 乙は、本契約により生じる債権を第三者に譲渡してはならない。

(裁判管轄)

第22条 本契約に関する裁判は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意裁判管轄とする。

甲、乙及び連帯保証人とは、本契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市
代表者 鹿児島市長 下 鶴 隆 央

乙

連帯保証人